

議案第 28 号

八幡浜市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市学校職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。<u>以下「法」という。</u>）第 31 条の規定に基づき、<u>学校職員</u>のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(学校職員の範囲)</u></p> <p><u>第 2 条 この条例で「学校職員」とは、小学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員をいう。</u></p> <p><u>(宣誓)</u></p> <p><u>第 3 条</u> 新たに<u>学校職員</u>となった者は、八幡浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は教育委員会の定める上級の公務員の前で別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>2 学校職員のうち、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、教育委員会は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 4 条</u> この条例に定めるもののほか、<u>学校職員</u>のサービスの宣誓に関し必要な事項は、教育委員会が定めることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号_____）第 31 条の規定に基づき、<u>職員</u>のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(職員のサービスの宣誓)</u></p> <p><u>第 2 条</u> 新たに<u>職員</u>となった者は、八幡浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は教育委員会の定める上級の公務員の前で別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 3 条</u> この条例に定めるもののほか、<u>職員</u>のサービスの宣誓に関し必要な事項は、教育委員会が定めることができる。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、学校職員のサービスの宣誓に係る所要の改正を行うため。